

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特別障がい者手当の受給資格再認定
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5において準用する同法第5条第2項
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課調査認定係
審査基準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第2条第3項、第26条の2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 第1条第2項、別表第1、別表第2、別表第3 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 第14条
	基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (法令等により具体的に規定されているため)
	参考事項	障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害認定基準について (昭和60年12月28日社更第162号)
	設定等年月日	令和元年7月1日設定 (年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 20日
	設定等年月日	令和元年7月1日設定 (年 月 日最終変更)